

種別・頁	改定・訂正前	改定・訂正後
<p>計画調査編 1-1-7</p> <p>第1編 測量業務</p> <p>第1章 測量業務積算基準</p> <p>第1節 測量業務積算基準</p> <p>1-4-3 技術管理費の積算</p>	<p style="text-align: center;">1-4-3 技術管理費の積算</p> <p>技術管理費は、精度管理費に成果検定費を加えたものとする。</p> <p>(技術管理費) = (精度管理費) + (成果検定費)</p> <p>1. 精度管理費自</p> <p>精度管理費は、精度管理、機械器具の検定に必要な経費であり、直接測量費のうち直接人件費及び機械経費の合計額に精度管理費係数を乗じて得た額とする。</p> <p>(精度管理費) = { (直接人件費) + (機械経費) } × (精度管理費係数)</p> <p>なお、精度管理費係数は、表-1によるものとするが、その内容が技術的に極めて高度であるか、または極めて複雑困難であるときは、5%を超えない範囲で増すことができる。</p> <p>2. 成果検定費</p> <p>成果検定費は、測量成果の検定を行うための費用であり、次式により算定して得た額とする。なお、成果検定費は、諸経費の対象とはしない。</p> <p>(成果検定費) = (測量成果検定料) × (作業量)</p>	<p style="text-align: center;">赤書き箇所：改定</p> <p style="text-align: center;">1-4-3 技術管理費の積算</p> <p>技術管理費は、精度管理費に成果検定費を加えたものとする。</p> <p>(技術管理費) = (精度管理費) + (成果検定費)</p> <p>1. 精度管理費自</p> <p>精度管理費は、精度管理、機械器具の検定に必要な経費であり、直接測量費のうち直接人件費及び機械経費の合計額に精度管理費係数を乗じて得た額とする。</p> <p>(精度管理費) = { (直接人件費) + (機械経費) } × (精度管理費係数)</p> <p>なお、精度管理費係数は、表-1によるものとするが、その内容が技術的に極めて高度であるか、または極めて複雑困難であるときは、5%を超えない範囲で増すことができる。</p> <p>2. 成果検定費</p> <p>成果検定費は、測量成果の検定を行うための費用であり、次式により算定して得た額とする。なお、成果検定費は、諸経費の対象とはしない。</p> <p style="color: red;">また、電子納品検定料も必要に応じて測量成果検定料に計上すること。</p> <p>(成果検定費) = (測量成果検定料) × (作業量)</p>

種別・頁	改定・訂正前	改定・訂正後																										
計画調査編 1-1-9 第1編 測量業務 第1章 測量業務積算基準 第1節 測量業務積算基準 1-6 安全費の積算	<p style="text-align: center;"><b>1-5 近接して発注したい場合の積算</b></p> <p>原則として調整計算はしないものとする。</p> <p><b>1-6 安全費の積算</b></p> <p>安全費とは、当該測量業務を遂行するために安全対策上必要となる経費であり、現場状況により、以下の(1)又は(2)により算定した額とする。なお、安全対策上必要となる経費とは、主に交通誘導員、熊対策ハンター、ハブ対策監視員及びこれに伴う機材等に係わるものをいう。</p> <p>(1) 交通誘導員等に係わる安全費を算出する業務は、主として現道上で連続的に行われ、且つ安全対策が必要となる場合を対象とし、当該地域の安全費率を用いて次式により算出する。</p> $(\text{安全費}) = \{ (\text{直接測量費}) - (\text{往復経費}) - (\text{成果検定費}) \} \times (\text{安全費率})$ <p>(注) 1. 上式の直接測量費は、安全費を含まない費用である。</p> <p>2. 上式の往復経費とは、宿泊を伴う場合で積算上の基地から滞在地までの旅行等に要する旅費交通費及び旅行時間に係る直接人件費の費用である。</p> <p>安全費率は表-2を標準とする。</p> <table border="1" data-bbox="454 776 1040 808"> <tr> <td>施工単価コード</td> <td>SD00290</td> <td>安全費</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">表-2 安全費率</p> <table border="1" data-bbox="450 893 1040 1019"> <thead> <tr> <th rowspan="2">地 域</th> <th>大市街地</th> <th>市街地甲</th> <th>市街地乙 都市近郊</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主として現道上</td> <td>4.0%</td> <td>3.5%</td> <td>3.0%</td> <td>2.5%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 地域が複数となる場合は、地域毎の区間(距離)を重量とし、加重平均により率を算出する。なお、安全費率は小数第1位(小数第2位四捨五入)まで算出する。</p> <p>(2) (1)によりがたい場合及び熊対策ハンター、ハブ対策監視員及びこれに伴う機材等に係わる安全費を算出する業務は、現場状況に応じて積上げ計算により算出する。</p> <p><b>1-7 電子成果品作成費</b></p> <p>「埼玉県電子納品運用ガイドライン」に基づく電子成果品の作成費用は、次の計算式により算出するものとする。</p> <p>ただし、これによりがたい場合は別途計上する。</p> $\text{電子成果品作成費(千円)} = 2.3 \times x^{0.44}$ <p>ただし、x: 直接人件費(千円)</p> <p>(注) 1. 上式の電子成果品作成費の算出にあたっては、直接人件費を千円単位(小数点以下切り捨て)で代入する。</p> <p>2. 算出された電子成果品作成費(千円)は、千円未満を切り捨てる(小数点以下切り捨て)ものとする。</p> <p>3. 電子成果品作成費の上下限については、上限: 170千円、下限: 10千円とする。</p>	施工単価コード	SD00290	安全費	地 域	大市街地	市街地甲	市街地乙 都市近郊	その他	主として現道上	4.0%	3.5%	3.0%	2.5%	<p style="text-align: center;"><b>赤書き箇所: 改定</b></p> <p style="text-align: center;"><b>1-5 近接して発注したい場合の積算</b></p> <p>原則として調整計算はしないものとする。</p> <p><b>1-6 安全費の積算</b></p> <p>安全費とは、当該測量業務を遂行するために安全対策上必要となる経費であり、現場状況により、以下の(1)又は(2)により算定した額とする。なお、安全対策上必要となる経費とは、主に交通誘導員、熊対策ハンター、ハブ対策監視員及びこれに伴う機材等に係わるものをいう。</p> <p>(1) 交通誘導員等に係わる安全費を算出する業務は、主として現道上で連続的に行われ、且つ安全対策が必要となる場合を対象とし、当該地域の安全費率を用いて次式により算出する。</p> $(\text{安全費}) = \{ (\text{直接測量費}) - (\text{往復経費}) - (\text{成果検定費等}) \} \times (\text{安全費率})$ <p>(注) 1. 上式の直接測量費は、安全費を含まない費用である。</p> <p>2. 上式の往復経費とは、宿泊を伴う場合で積算上の基地から滞在地までの旅行等に要する旅費交通費及び旅行時間に係る直接人件費の費用である。</p> <p style="color: red;">3. 成果検定費等には登記手数料を含む。</p> <p>安全費率は表-2を標準とする。</p> <table border="1" data-bbox="1435 808 2008 841"> <tr> <td>施工単価コード</td> <td>SD00290</td> <td>安全費(測量)</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">表-2 安全費率</p> <table border="1" data-bbox="1430 917 2008 1044"> <thead> <tr> <th rowspan="2">地 域</th> <th>大市街地</th> <th>市街地甲</th> <th>市街地乙 都市近郊</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主として現道上</td> <td>4.0%</td> <td>3.5%</td> <td>3.0%</td> <td>2.5%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 地域が複数となる場合は、地域毎の区間(距離)を重量とし、加重平均により率を小数第1位(小数第2位四捨五入)まで算出する。</p> <p>(2) (1)によりがたい場合及び熊対策ハンター、ハブ対策監視員及びこれに伴う機材等に係わる安全費を算出する業務は、現場状況に応じて積上げ計算により算出する。</p> <p><b>1-7 電子成果品作成費</b></p> <p>「埼玉県電子納品運用ガイドライン」に基づく電子成果品の作成費用は、次の計算式により算出するものとする。</p> <p>ただし、これによりがたい場合は別途計上する。</p> $\text{電子成果品作成費(千円)} = 2.3 \times x^{0.44}$ <p>ただし、x: 直接人件費(千円)</p> <p>(注) 1. 上式の電子成果品作成費の算出にあたっては、直接人件費を千円単位(小数点以下切り捨て)で代入する。</p> <p>2. 算出された電子成果品作成費(千円)は、千円未満を切り捨てる(小数点以下切り捨て)ものとする。</p> <p>3. 電子成果品作成費の上下限については、上限: 170千円、下限: 10千円とする。</p>	施工単価コード	SD00290	安全費(測量)	地 域	大市街地	市街地甲	市街地乙 都市近郊	その他	主として現道上	4.0%	3.5%	3.0%	2.5%
施工単価コード	SD00290	安全費																										
地 域	大市街地	市街地甲	市街地乙 都市近郊	その他																								
	主として現道上	4.0%	3.5%	3.0%	2.5%																							
施工単価コード	SD00290	安全費(測量)																										
地 域	大市街地	市街地甲	市街地乙 都市近郊	その他																								
	主として現道上	4.0%	3.5%	3.0%	2.5%																							

令和2年11月版 土木工事標準積算基準書（改定・訂正）

令和3年4月1日適用

種別・頁	改定・訂正前	改定・訂正後
<p>計画調査編 2-1-2</p> <p><b>第2編 地質調査業務</b></p> <p><b>第1章 地質調査積算基準</b></p> <p><b>第1節 地質調査積算基準</b></p> <p>1-2-2 地質調査業務費構成費目の内容</p>	<p>ロ) 直接人件費 業務に従事する者の人件費である。なお、名称およびその基準日額等は別途定める。</p> <p>ハ) 機械経費 調査に必要な機器の損料又は使用料とし、各調査の種別ごとに積算し計上する。</p> <p>ニ) 直接経費</p> <p>① 電子成果品作成費 電子成果品作成に要する費用を計上する。</p> <p>② 特許使用料 特許使用料は、契約にもとづき支出する特許使用料及び派出する技術者等に要する費用の合計額とする。</p> <p>③ 水道光熱電力料 水道光熱電力料は、当該調査に必要となる電力、電灯使用料及び用水使用料とする。</p> <p>④ 地盤情報データベースに登録するための検定費 地盤情報データベース登録のための、地盤情報の「別途定める検定に関する技術を有する第三者機関」における検定費とする。なお、直接調査費を用いる費用算出の対象額からは除く。</p> <p>（ロ） 間接調査費 間接調査費は、業務処理に必要な経費のうち、次のイ)からリ)に掲げるものとする。</p> <p>イ) 運搬費 機械器具の運搬は、機械器具および資機材運搬、乱さない試料やコアの運搬、現場内小運搬及び作業員の輸送に要する費用を計上する。</p> <p>ロ) 準備費 準備及び跡片付け作業（資機材の準備・保管、ボーリング地点の位置出し、資材置場と作業場所に係る伐開除根及び整地、後片付け、各種許可・申請手続き等）搬入路伐採等に要する費用を計上する。</p> <p>ハ) 仮設費 ボーリングの櫓、足場設備、揚水設備場および足場の設置撤去、機械の分解解体、給水設備、仮道、仮橋等の設備に要する費用とし必要な額を計上する。</p> <p>ニ) 安全費 現場の一般交通に対する交通処理、揭示板、保安柵および保安灯等や環境保全のための仮囲いに要する費用を計上する。</p> <p>ホ) 借地料 特に借上げを必要とする場合等に要する費用を計上する。ただし営繕費対象の敷地については借地料を計上しない。</p> <p>ヘ) 旅費交通費 当該調査にかかる旅費・交通費を計上する。</p>	<p><b>赤書き箇所：改定</b></p> <p>ロ) 直接人件費 業務に従事する者の人件費である。なお、名称およびその基準日額等は別途定める。</p> <p>ハ) 機械経費 調査に必要な機器の損料又は使用料とし、各調査の種別ごとに積算し計上する。</p> <p>ニ) 直接経費</p> <p>① 電子成果品作成費 電子成果品作成に要する費用を計上する。</p> <p>② 特許使用料 特許使用料は、契約にもとづき支出する特許使用料及び派出する技術者等に要する費用の合計額とする。</p> <p>③ 水道光熱電力料 水道光熱電力料は、当該調査に必要となる電力、電灯使用料及び用水使用料とする。</p> <p>④ 地盤情報データベースに登録するための検定費 地盤情報データベース登録のための、地盤情報の「別途定める検定に関する技術を有する第三者機関」における検定費とする。なお、直接調査費を用いる費用算出の対象額からは除く。</p> <p>（ロ） 間接調査費 間接調査費は、業務処理に必要な経費のうち、次のイ)からリ)に掲げるものとする。</p> <p>イ) 運搬費 機械器具の運搬は、機械器具および資機材運搬、乱さない試料やコアの運搬、現場内小運搬及び作業員の輸送に要する費用を計上する。</p> <p>ロ) 準備費 準備及び跡片付け作業（資機材の準備・保管、ボーリング地点の位置出し、資材置場と作業場所に係る伐開除根及び整地、後片付け、各種許可・申請手続き等）搬入路伐採等に要する費用を計上する。</p> <p>ハ) 仮設費 ボーリングの櫓、足場設備、揚水設備場および足場の設置撤去、機械の分解解体、給水設備、仮道、仮橋等の設備に要する費用とし必要な額を計上する。</p> <p>ニ) 安全費 <b>安全費は、業務における安全対策に要する費用である。</b></p> <p>ホ) 借地料 特に借上げを必要とする場合等に要する費用を計上する。ただし営繕費対象の敷地については借地料を計上しない。</p> <p>ヘ) 旅費交通費 当該調査にかかる旅費・交通費を計上する。</p>

種別・頁	改定・訂正前	改定・訂正後																																																									
計画調査編 2-1-5 第2編 地質調査業務 第1章 地質調査積算基準 第1節 地質調査積算基準 1-4 安全費の積算	別表第1 (1) 諸経费率標準値 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">対象額</th> <th style="width: 20%;">100万円以下</th> <th colspan="2" style="width: 40%;">100万円を超え3000万円以下</th> <th style="width: 25%;">3000万円を超えるもの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用区分等</td> <td>下記の率とする</td> <td colspan="2">(2)の算定式により求められた率とする。ただし、変数値は下記による。</td> <td>下記の率とする</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">A</td> <td style="text-align: center;">b</td> <td></td> </tr> <tr> <td>率又は変数値</td> <td style="text-align: center;">59.9%</td> <td style="text-align: center;">285.3</td> <td style="text-align: center;">-0.113</td> <td style="text-align: center;">40.8%</td> </tr> </tbody> </table> (2) 算定式 $Z = A \times Y^b$ ただし、Z：諸経费率（単位：％） Y：対象額（単位：円）（直接調査費＋間接調査費） A、b：変数値 (注) 諸経费率の値は、小数点以下第2位を四捨五入して、小数点以下1位止めとする。	対象額	100万円以下	100万円を超え3000万円以下		3000万円を超えるもの	適用区分等	下記の率とする	(2)の算定式により求められた率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする			A	b		率又は変数値	59.9%	285.3	-0.113	40.8%	<span style="color: red;">赤書き箇所：改定</span> 別表第1 (1) 諸経费率標準値 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">対象額</th> <th style="width: 20%;">100万円以下</th> <th colspan="2" style="width: 40%;">100万円を超え3000万円以下</th> <th style="width: 25%;">3000万円を超えるもの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用区分等</td> <td>下記の率とする</td> <td colspan="2">(2)の算定式により求められた率とする。ただし、変数値は下記による。</td> <td>下記の率とする</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">A</td> <td style="text-align: center;">b</td> <td></td> </tr> <tr> <td>率又は変数値</td> <td style="text-align: center;">59.9%</td> <td style="text-align: center;">285.3</td> <td style="text-align: center;">-0.113</td> <td style="text-align: center;">40.8%</td> </tr> </tbody> </table> (2) 算定式 $Z = A \times Y^b$ ただし、Z：諸経费率（単位：％） Y：対象額（単位：円）（直接調査費＋間接調査費） A、b：変数値 (注) 諸経费率の値は、小数点以下第2位を四捨五入して、小数点以下1位止めとする。 1-4 安全費の積算 安全費とは、当該地質業務を遂行するために安全対策上必要となる経費であり、現場状況により、以下の(1)又は(2)により算定した額とする。なお、安全対策上必要となる経費とは、主に現場の一般交通に対する交通処理、掲示板、保安柵および保安灯等や環境保全のための仮囲いに要する費用のことをいう。 (1) 交通処理等に係わる安全費を算出する業務は、主として現道上で連続的に行われ、且つ安全対策が必要となる場合を対象とし、当該地域の安全费率を用いて次式により算出する。 (安全費) = (直接調査費) × (安全费率) 安全费率は表-1を標準とする。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">施工単価コード</td> <td style="width: 20%;">SD00294</td> <td style="width: 80%;">安全費(地質)</td> </tr> </table> <div style="text-align: center;">表-1 安全费率</div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 15%;">場 所</th> <th colspan="4" style="width: 85%;">地 域</th> </tr> <tr> <th style="width: 20%;">大市街地</th> <th style="width: 20%;">市街地甲</th> <th style="width: 20%;">市街地乙</th> <th style="width: 25%;">そ の 他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主として現道上</td> <td style="text-align: center;">-</td> <td style="text-align: center;">10.0%</td> <td style="text-align: center;">9.5%</td> <td style="text-align: center;">4.5%</td> </tr> </tbody> </table> (注) 1. 地域が複数となる場合は、地域毎の区間（距離）を重量とし、加重平均により率を算出する。 2. 地域区分については、第1章 第1節 測量業務積算基準 1-4-2 変化率の積算 2. 地域・地形区分 を参考とする。 (2) (1)によりがたい場合は、現場状況に応じて積上げ計算により算出する。	対象額	100万円以下	100万円を超え3000万円以下		3000万円を超えるもの	適用区分等	下記の率とする	(2)の算定式により求められた率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする			A	b		率又は変数値	59.9%	285.3	-0.113	40.8%	施工単価コード	SD00294	安全費(地質)	場 所	地 域				大市街地	市街地甲	市街地乙	そ の 他	主として現道上	-	10.0%	9.5%	4.5%
対象額	100万円以下	100万円を超え3000万円以下		3000万円を超えるもの																																																							
適用区分等	下記の率とする	(2)の算定式により求められた率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする																																																							
		A	b																																																								
率又は変数値	59.9%	285.3	-0.113	40.8%																																																							
対象額	100万円以下	100万円を超え3000万円以下		3000万円を超えるもの																																																							
適用区分等	下記の率とする	(2)の算定式により求められた率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする																																																							
		A	b																																																								
率又は変数値	59.9%	285.3	-0.113	40.8%																																																							
施工単価コード	SD00294	安全費(地質)																																																									
場 所	地 域																																																										
	大市街地	市街地甲	市街地乙	そ の 他																																																							
主として現道上	-	10.0%	9.5%	4.5%																																																							

令和2年11月版 土木工事標準積算基準書（改定・訂正）

令和3年4月1日適用

種別・頁	改定・訂正前	改定・訂正後
<p>計画調査編 4-1-13</p> <p><b>第4編 調査、計画業務</b></p> <p><b>第1章 調査、計画標準歩掛</b></p> <p><b>第4節 道路施設点検業務</b></p> <p><b>4-2-2 業務委託料</b></p>	<p>2. 業務委託料構成費目の内容</p> <p>イ. 直接原価</p> <p>(イ) 直接人件費 直接人件費は、業務に従事する者の人件費とする。</p> <p>(ロ) 直接経費（積上計上分） 直接経費は、業務処理に必要な経費とする。 直接経費（積上計上分）は、次に示すものとする。</p> <p>a 旅費交通費</p> <p>b 電子成果品作成費</p> <p>c 機械経費</p> <p>d 安全費 安全費は、安全管理を目的とし、橋梁点検に当り常に適切な保安施設、交通誘導員を配置し、現場の安全確保に努める費用とする。 (a) 保安施設 「道路工事保安施設設置基準（案）」によるものとし、橋梁点検区間、交通量、交通状況、その他現地の状況等を勘案した保安施設の費用とする。 (b) 交通誘導員 点検調査等の交通障害を防ぎ、現場の安全確保に努めるものとし、交通誘導員の費用とする。</p> <p>e 仮設費 仮設費は、補修や塗装塗替え等の足場を点検用足場として兼用できるよう、工事と点検の計画を調整する事が望ましいが、点検用足場が単独に必要な場合は、別途、費用を計上するものとする。 また、枠組足場等を設置する場合も適切に計上する。</p> <p>(ハ) 直接経費（積上計上するものを除く） 直接経費（積上計上分）以外の直接経費とする。</p> <p>ロ. 間接原価 間接原価は「土木設計業務等積算基準」による。 ※その他原価は直接経費（積上計上するものを除く）及び間接原価からなる。</p> <p>ハ. 一般管理費等 一般管理費等は「土木設計業務等積算基準」による。</p> <p><b>4-2-3 業務委託料の積算</b> 「土木設計業務等積算基準」に準ずる。 なお、機械経費については4-2-7により計上すること。</p> <p><b>4-2-4 業務内容</b></p> <p>(1) 計画準備 橋梁台帳等出力、業務計画書作成、部材番号図の作成及び修正等を行う。</p> <p>1) 橋梁台帳等出力 点検に先立って、橋梁台帳、過年度の点検調書、橋梁管理カルテ、補修履歴等の出力を行う。なお、必要に応じて計上することとする。また、印刷した資料を貸与する場合は計上しないこと。</p> <p>2) 業務計画書作成 業務計画書及び、詳細な橋梁毎の点検計画となる実施計画書の作成及び関連資料等の収集を行う。</p> <p>3) 部材番号図の作成及び修正 「定期点検要領」に従い部材番号図等を作成する。また、橋梁拡幅など構造変更による径間分割等を行う場合は、部材番号図の修正を行う。</p>	<p><b>赤書き箇所：改定</b></p> <p>2. 業務委託料構成費目の内容</p> <p>イ. 直接原価</p> <p>(イ) 直接人件費 直接人件費は、業務に従事する者の人件費とする。</p> <p>(ロ) 直接経費（積上計上分） 直接経費は、業務処理に必要な経費とする。 直接経費（積上計上分）は、次に示すものとする。</p> <p>a 旅費交通費</p> <p>b 電子成果品作成費</p> <p>c 機械経費</p> <p>d 安全費 <b>業務における安全対策に要する費用である。</b></p> <p>e 仮設費 仮設費は、補修や塗装塗替え等の足場を点検用足場として兼用できるよう、工事と点検の計画を調整する事が望ましいが、点検用足場が単独に必要な場合は、別途、費用を計上するものとする。 また、枠組足場等を設置する場合も適切に計上する。</p> <p>(ハ) 直接経費（積上計上するものを除く） 直接経費（積上計上分）以外の直接経費とする。</p> <p>ロ. 間接原価 間接原価は「土木設計業務等積算基準」による。 ※その他原価は直接経費（積上計上するものを除く）及び間接原価からなる。</p> <p>ハ. 一般管理費等 一般管理費等は「土木設計業務等積算基準」による。</p> <p><b>4-2-3 業務委託料の積算</b> 「土木設計業務等積算基準」に準ずる。 なお、機械経費については4-2-7により計上すること。</p> <p><b>4-2-4 業務内容</b></p> <p>(1) 計画準備 橋梁台帳等出力、業務計画書作成、部材番号図の作成及び修正等を行う。</p> <p>1) 橋梁台帳等出力 点検に先立って、橋梁台帳、過年度の点検調書、橋梁管理カルテ、補修履歴等の出力を行う。なお、必要に応じて計上することとする。また、印刷した資料を貸与する場合は計上しないこと。</p> <p>2) 業務計画書作成 業務計画書及び、詳細な橋梁毎の点検計画となる実施計画書の作成及び関連資料等の収集を行う。</p> <p>3) 部材番号図の作成及び修正 「定期点検要領」に従い部材番号図等を作成する。また、橋梁拡幅など構造変更による径間分割等を行う場合は、部材番号図の修正を行う。</p>

種別・頁	改定・訂正前	改定・訂正後																																																																																																																											
<p>計画調査編 4-1-20</p> <p><b>第4編 調査、計画業務</b></p> <p><b>第1章 調査、計画標準歩掛</b></p> <p><b>第4節 道路施設点検業務</b></p> <p><b>4-2-8 安全費の積算</b></p>	<p>(7) 報告書作成</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <td style="width: 20%;">施工単価コード</td> <td style="width: 20%;">SD02070</td> <td style="width: 60%;">報告書作成</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: right;">(1日当り)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">区 分</td> <td style="text-align: center;">職 種</td> <td style="text-align: center;">直 接 人 件 費</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">主任技師</td> <td style="text-align: center;">技師(A) 技師(B) 技師(C) 技術員</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">報告書作成</td> <td style="text-align: center;">0.5 0.5 1.0 1.0 1.5</td> <td></td> </tr> </table> <p>(注) 作成日数は小数第1位(小数第2位を四捨五入)とする。</p> <p>報告書作成日数Dは、以下の算定式により算出する。  <math display="block">D = 0.0001 \times N^2 + 0.057 \times N + 2.1</math>                     N:実橋梁数(橋)</p> <p>(8) 打合せ                      中間打合せは5回を標準とし、必要に応じて打合せ回数を増減する。打合せ回数を増減する場合は、1回当たり、中間打合せ1回の人員を増減する。                      打合せに係る歩掛は、調査、計画標準歩掛 第1節 共通1-1 打合せ(調査、計画業務)(SD01030)による。</p> <p>4-2-6 電子成果品作成費                      電子成果品作成費は「土木設計業務等積算基準」による</p> <p>4-2-7 機械経費                      橋梁定期点検において、リフト車・橋梁点検車等を要する場合は、機械運転経費を計上する。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">リフト車・橋梁点検車 運転 (1日当り)</td> </tr> <tr> <th style="width: 10%;">名 称</th> <th style="width: 15%;">規 格</th> <th style="width: 10%;">単 位</th> <th style="width: 10%;">数 量</th> <th style="width: 55%;">備 考</th> </tr> <tr> <td>運転手</td> <td>一般(又は特殊)</td> <td>人</td> <td>1</td> <td>(注)1.による</td> </tr> <tr> <td>燃料費</td> <td></td> <td>L</td> <td></td> <td>運転1h燃料消費量×T T:運転日当り運転時間</td> </tr> <tr> <td>機械損料</td> <td></td> <td>h</td> <td>T</td> <td>運転1h当り換算値(建設機械等損料算定表(13)欄損料)</td> </tr> <tr> <td>諸雑費</td> <td></td> <td>式</td> <td>1</td> <td>端数処理:有効数字4桁のまるめ</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>(注) 1. 運転手の職種については、リフト車規格「作業床高10m以上」及び橋梁点検車等のうち「高所作業10m以上」等の技能講習資格が必要な場合は特殊運転手、特別教育で良い場合(橋梁点検車【歩廊式】は、ゴンドラの特別教育でよいものがある)は一般運転手を計上する。なお、ゴンドラ又は歩廊で操作を行う点検員にも同様の資格が必要であるが、点検歩掛において単価、職種の変更はしない。                      2. 機械損料は、機械の持ち込み、無償貸与又はリース等に応じて損料又は賃料を計上する。                      3. 作業時間の制約を受ける場合は、移動時間(Dm)を除く運転日数について8h/作業時間の割り増しを行う。</p>	施工単価コード	SD02070	報告書作成	(1日当り)			区 分	職 種	直 接 人 件 費	主任技師	技師(A) 技師(B) 技師(C) 技術員	報告書作成	0.5 0.5 1.0 1.0 1.5		リフト車・橋梁点検車 運転 (1日当り)					名 称	規 格	単 位	数 量	備 考	運転手	一般(又は特殊)	人	1	(注)1.による	燃料費		L		運転1h燃料消費量×T T:運転日当り運転時間	機械損料		h	T	運転1h当り換算値(建設機械等損料算定表(13)欄損料)	諸雑費		式	1	端数処理:有効数字4桁のまるめ	計					<p style="color: red; text-align: center;"><b>赤書き箇所：改定</b></p> <p>(7) 報告書作成</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <td style="width: 20%;">施工単価コード</td> <td style="width: 20%;">SD02070</td> <td style="width: 60%;">報告書作成</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: right;">(1日当り)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">区 分</td> <td style="text-align: center;">職 種</td> <td style="text-align: center;">直 接 人 件 費</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">主任技師</td> <td style="text-align: center;">技師(A) 技師(B) 技師(C) 技術員</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">報告書作成</td> <td style="text-align: center;">0.5 0.5 1.0 1.0 1.5</td> <td></td> </tr> </table> <p>(注) 作成日数は小数第1位(小数第2位を四捨五入)とする。</p> <p>報告書作成日数Dは、以下の算定式により算出する。  <math display="block">D = 0.0001 \times N^2 + 0.057 \times N + 2.1</math>                     N:実橋梁数(橋)</p> <p>(8) 打合せ                      中間打合せは5回を標準とし、必要に応じて打合せ回数を増減する。打合せ回数を増減する場合は、1回当たり、中間打合せ1回の人員を増減する。                      打合せに係る歩掛は、調査、計画標準歩掛 第1節 共通1-1 打合せ(調査、計画業務)(SD01030)による。</p> <p>4-2-6 電子成果品作成費                      電子成果品作成費は「土木設計業務等積算基準」による</p> <p>4-2-7 機械経費                      橋梁定期点検において、リフト車・橋梁点検車等を要する場合は、機械運転経費を計上する。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <td colspan="5" style="text-align: center;">リフト車・橋梁点検車 運転 (1日当り)</td> </tr> <tr> <th style="width: 10%;">名 称</th> <th style="width: 15%;">規 格</th> <th style="width: 10%;">単 位</th> <th style="width: 10%;">数 量</th> <th style="width: 55%;">備 考</th> </tr> <tr> <td>運転手</td> <td>一般(又は特殊)</td> <td>人</td> <td>1</td> <td>(注)1.による</td> </tr> <tr> <td>燃料費</td> <td></td> <td>L</td> <td></td> <td>運転1h燃料消費量×T T:運転日当り運転時間</td> </tr> <tr> <td>機械損料</td> <td></td> <td>h</td> <td>T</td> <td>運転1h当り換算値(建設機械等損料算定表(13)欄損料)</td> </tr> <tr> <td>諸雑費</td> <td></td> <td>式</td> <td>1</td> <td>端数処理:有効数字4桁のまるめ</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>(注) 1. 運転手の職種については、リフト車規格「作業床高10m以上」及び橋梁点検車等のうち「高所作業10m以上」等の技能講習資格が必要な場合は特殊運転手、特別教育で良い場合(橋梁点検車【歩廊式】は、ゴンドラの特別教育でよいものがある)は一般運転手を計上する。なお、ゴンドラ又は歩廊で操作を行う点検員にも同様の資格が必要であるが、点検歩掛において単価、職種の変更はしない。                      2. 機械損料は、機械の持ち込み、無償貸与又はリース等に応じて損料又は賃料を計上する。                      3. 作業時間の制約を受ける場合は、移動時間(Dm)を除く運転日数について8h/作業時間の割り増しを行う。</p> <p>4-2-8 安全費の積算                      安全費とは、当該点検業務を遂行するために安全対策上必要となる経費であり、現場状況により、以下の(1)又は(2)により算定した額とする。なお、安全対策上必要となる経費とは、主に橋梁点検に当たり常に適切な保安施設、交通誘導員を配置し、現場の安全確保に努める費用のことをいう。                      (a) 保安施設                      「道路工事保安施設設置基準(案)」によるものとし、橋梁点検区間、交通量、交通状況、その他現地の状況等を勘案した保安施設の費用とする。                      (b) 交通誘導員                      点検調査等の交通障害を防ぎ、現場の安全確保に努めるものとし、交通誘導員の費用とする。</p> <p>(1) 交通誘導員等に保わる安全費を算出する業務は、主として現道上で連続的に行われ、且つ安全対策が必要となる場合を対象とし、当該地域の安全費率を用いて次式により算出する。                      (安全費) = (直接人件費) × (安全費率)                      安全費率は表-1を標準とする。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <td style="width: 20%;">施工単価コード</td> <td style="width: 20%;">SD00295</td> <td style="width: 60%;">安全費(橋梁点検)</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">表-1 安全費率</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">地 域</td> <td style="text-align: center;">大市街地</td> <td style="text-align: center;">市街地甲</td> <td style="text-align: center;">市街地乙</td> <td style="text-align: center;">その 他</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">都市近郊</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">場 所</td> <td style="text-align: center;">17.0%</td> <td style="text-align: center;">15.5%</td> <td style="text-align: center;">12.5%</td> <td style="text-align: center;">13.5%</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">主として現道上</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>(注) 1. 地域が複数となる場合は、地域毎の区間(距離)を重量とし、加重平均により率を算出する。                      2. 地域区分については、第1章 第1節 測量業務積算基準 1-4-2 変化率の積算 2. 地域・地形区分を参考とする。</p> <p>(2) (1)によりがたい場合は、現場状況に応じて積上げ計算により算出する。</p>	施工単価コード	SD02070	報告書作成	(1日当り)			区 分	職 種	直 接 人 件 費	主任技師	技師(A) 技師(B) 技師(C) 技術員	報告書作成	0.5 0.5 1.0 1.0 1.5		リフト車・橋梁点検車 運転 (1日当り)					名 称	規 格	単 位	数 量	備 考	運転手	一般(又は特殊)	人	1	(注)1.による	燃料費		L		運転1h燃料消費量×T T:運転日当り運転時間	機械損料		h	T	運転1h当り換算値(建設機械等損料算定表(13)欄損料)	諸雑費		式	1	端数処理:有効数字4桁のまるめ	計					施工単価コード	SD00295	安全費(橋梁点検)	表-1 安全費率			地 域	大市街地	市街地甲	市街地乙	その 他	都市近郊				場 所	17.0%	15.5%	12.5%	13.5%	主として現道上				
施工単価コード	SD02070	報告書作成																																																																																																																											
(1日当り)																																																																																																																													
区 分	職 種	直 接 人 件 費																																																																																																																											
	主任技師	技師(A) 技師(B) 技師(C) 技術員																																																																																																																											
報告書作成	0.5 0.5 1.0 1.0 1.5																																																																																																																												
リフト車・橋梁点検車 運転 (1日当り)																																																																																																																													
名 称	規 格	単 位	数 量	備 考																																																																																																																									
運転手	一般(又は特殊)	人	1	(注)1.による																																																																																																																									
燃料費		L		運転1h燃料消費量×T T:運転日当り運転時間																																																																																																																									
機械損料		h	T	運転1h当り換算値(建設機械等損料算定表(13)欄損料)																																																																																																																									
諸雑費		式	1	端数処理:有効数字4桁のまるめ																																																																																																																									
計																																																																																																																													
施工単価コード	SD02070	報告書作成																																																																																																																											
(1日当り)																																																																																																																													
区 分	職 種	直 接 人 件 費																																																																																																																											
	主任技師	技師(A) 技師(B) 技師(C) 技術員																																																																																																																											
報告書作成	0.5 0.5 1.0 1.0 1.5																																																																																																																												
リフト車・橋梁点検車 運転 (1日当り)																																																																																																																													
名 称	規 格	単 位	数 量	備 考																																																																																																																									
運転手	一般(又は特殊)	人	1	(注)1.による																																																																																																																									
燃料費		L		運転1h燃料消費量×T T:運転日当り運転時間																																																																																																																									
機械損料		h	T	運転1h当り換算値(建設機械等損料算定表(13)欄損料)																																																																																																																									
諸雑費		式	1	端数処理:有効数字4桁のまるめ																																																																																																																									
計																																																																																																																													
施工単価コード	SD00295	安全費(橋梁点検)																																																																																																																											
表-1 安全費率																																																																																																																													
地 域	大市街地	市街地甲	市街地乙	その 他																																																																																																																									
	都市近郊																																																																																																																												
場 所	17.0%	15.5%	12.5%	13.5%																																																																																																																									
主として現道上																																																																																																																													